

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産の目的外使用許可		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則(昭和 39 年規則第 7 号)第 9 条 ・多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和 59 年条例第 3 号)		
	基 準	該行政財産の用途目的を妨げない場合で、多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則第 9 条各号に定める基準に該当するとき。 ○第 9 条各号 (1) 職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき。 (2) 市の施策の普及宣伝その他公共の目的のため、講演会等の用に短期間供するとき。 (3) 電気供給事業、運輸事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。 (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の事務又は事業の遂行上やむを得ないと認めるとき。		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
間 標 準 処 理 期	標準処理期間	総日数 3 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 3 日		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				